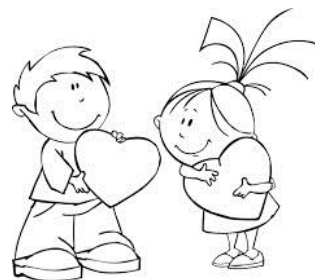


# 全体像・詳細を未提案のまま、 団交の1月打ち切りは許されない！

———1月団交に向けた、12月25日労使「小委員会交渉」の報告———

- [ 組合の要求・質問 ] 12月末までの団交期限は撤回すること。  
→ [ 市教委の回答 ] 2月市議会への改定提案のために、1月10日予定の教育委員会議での提案内容確定の予定で、団交期限を12月中としていたが、難しい状況なので、一定期間延長する。期間は教育委員会議日程との関係でまだはっきりとは言えないが、1月中旬までか……。
  - 初任給だけの引き上げについて、市会で市長が答弁したのか。初任給の引き上げは、来年度はないのか。  
→ 11月29日の市会で、吉村市長が維新議員の質問に答えて、新たな給与・人事評価制度の導入を検討していることを答弁した後で、初任給水準向上を検討すると答弁している。しかし、担当部局への指示は今のところないので、来年度の初任給引き上げはないと思う。100%断言はできないが……。
  - 新設提案の「主務教諭」の人数や、新設による財政負担の規模等、提案の全体像・詳細が分かるように説明してもらいたい。現在「教諭」職の74号給以上の人で「主務教諭」にならなかった場合の、給料、ボーナス、退職金、等についての扱いはどうなるのか。  
→ 今検討中であり、はっきり数字を示せる段階ではない。結論が出てから重ねて提案する。 現在74号給以上で「主務教諭」にならなかった教諭の給料については、来年度は現在の号給を適用することは確認している。
  - 「主務教諭」を希望するかどうかの意思確認はするのか。  
→ 文書で希望を確認する予定である。
  - 12月6日の市会教育こども常任委員会での井上市議の質問に答えて、玉置教職員制度課長が「人事評価制度については、政令指定都市の中では、本市（の今回提案）と同様な制度が4市において（既に）導入されており、その他東京においても導入されている。」と答弁している。前回の12/18労使「事務折衝」時に組合から、東京は本当に相対評価制度か、また4市（川崎、名古屋、京都、神戸）は前提として評価結果の給与反映自体を行っているのかどうか、確認して回答するよう要求したが、調査の結果はどうだったか。  
→ 東京は市会答弁の通り。政令4市がどうかは玉置課長と相談したが、市会答弁前に問い合わせたときに「人事制度に係わることは答えられない。」と言われたので、改めて聞けないという判断になった。
- ← [ 組合 ] 給与反映しているかどうか自体は市民説明の内容で、答えるはずだ。再度調査を要請する。



(以上) [ 裏へ → ]

労働相談・問い合わせ(教職員なかまユニオン)は下記のHP・Tel・メールへ

'18 1/4

誰でも一人でも入れる労働組合  
**教職員なかまユニオン**  
(なかまユニオン学校教職員支部)

〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

( Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131 )

<http://www.nakama-kyoiku.com/>

Tel (相談担当) 090-1914-0158

メール nakama\_kyoiku@yahoo.co.jp

教職員なかまユニオンに入って、権利と教育を闘おう！

# 大阪市の教員の給料・人事評価制度 **改悪**

## 2018年4月から、吉村市政で **どんなことになるのか？**

**「モチベーション向上」とは、上意下達に従い、「上に這い上がらなければ生活できない」切迫感？！**

教職員なかまユニオンは、大阪府から大阪市への権限移譲に伴う2018年4月からの人事・給与・評価制度にかかわる大阪市教委の最終提案を、11月28日に受けました。その提案に対して、12月5日に、撤回を求める要求書を提出、12月18日に労使事務折衝、12月25日に本交渉前段の小委員会交渉を行いました。小委員会交渉の内容は、おもて面の通りです。この間の交渉の中で、市教委が導入しようとしている新制度が、うたい文句の「頑張っている教員が報われるような人事給与制度」「教員のモチベーション向上」とは全くかけ離れたものであることが明らかになりました。



### **新設の主務教諭・・・責任・仕事は増えるのに、見返りは「今まで通りの昇給」**

主務教諭になった人は、「教諭の育成や学校運営における首席・指導教諭の補佐を担う」という責任を付与されるのに本給のアップはありません。昇給が74号給以上もあるというだけ（今まで通り、現行の2級給与表）ということです。期末・勤勉手当の加算が今まで5%だったものが7.5%になることだけが唯一の「改善」です。

### **それ以外の教諭は・・・最高号給は、小・中学校教諭73号給(327,900円)**

### **・・・ただし今それ以上の人は「経過措置」として、現行の号給のまま(昇給なし)**

主務教諭に任命されない多くの教諭のままの人は、最高号給を小・中学校の場合73号給（月額327,900円）にされます。37歳ごろの想定で、それ以降は60歳定年まで昇給はなしです。現在、その号給を超える給料を受けている人は、「経過措置」として現在の号給（74号給以上）とするとされています（今後の昇給はなし）。

「経過措置」ということは、今後徐々に本来の73号給まで下げていくというニュアンスを含んでいます。

要するに、今回市教委が導入しようとしている新人事・給与・評価制度の結論は、教諭の給与を、現行の2級給与表のままで73号給までに引き下げるといふものなのです。

### **「破綻が明らかな東京の政策を真似しようとする大阪市教委は、正気とは思えません。」**

相対評価の人事考課制度は、現在の「大阪市職員基本条例」にも違反します。大阪市がモデルにしている東京都でも矛盾が明らかになっています。東京の人事考課制度は、建前は絶対評価であるA～Dの4段階の業績評価・総合評価ですが、昇給への反映は、それとは別の第1区分5%6号給アップ、第2区分2.5%5号給アップ、その他7.0%4号給アップ、ただしD評価者は2号給アップだけ、というものです。人事考課の評価とは別に校長の手で職種別に全員の順位をつけさせ、都教委がブラックボックスの中で勝手に昇給者を決めているということです。校長からの評価がA評価でも、4号給しかアップしない場合もあるようです。

この経過を体験し、今は退職している東京の元教員の人は、今回の大阪市の提案に対して、こう語っています。

○「東京の業績評価や職階制細分化がうまくいっていないことは、『主幹職』が15年経っても小・中・高ともに定員を充足できていないことや、『教育管理職試験』の受験者が減り続けていることから、明らかです。

破綻が明らかな東京の人事政策を（後追いで）真似しようとする大阪市教委は、正気とは思えません。」

☆ **教職員・市民・保護者から市会へ、「中止・延期！」陳情賛同署名を上げよう！** → 署名用紙は組合HPから